

北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会規約の改正について

北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会規約について、次のとおり改正する。

改正後	改正前
北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会規約	北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会規約
第1条～第13条 (略)	第1条～第13条 (略)
別表(第4条関係) 【委員】	別表(第4条関係) 【委員】
(略)	(略)
別海町総務部総合政策課	別海町総務部防災交通課
(略)	(略)
附 則 この規約は、令和5年5月 日から施行する。	